

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	山村 仁朗
論文題目	名詞句を構成する「の」の研究 ——準体助詞「の」の文法性の再規定——		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、形式名詞としての働きをもつが、名詞としての対象指標性をもたないという文法的特徴を有する、名詞句を構成する「の」の文法性を明らかにすることを目的として、五つの章を立てて論じたものである。</p> <p>序章では、現在の研究成果を示し、一般に形式名詞として位置づけられることの多い、名詞句を構成する「の」についての課題を示している。</p> <p>第一章では、「の」が構成する名詞句が名詞句として成立することの主要契機を巡っての研究史を概観している。研究史は主要契機を「の」に求めるか、「の」に先行する連体語句に求めるかに大別できる。前者の場合、それは「の」を「もの」・「こと」などと同様、範疇を規定する形式名詞と位置づけることを意味するが、「の」は形式名詞一般のような対象指標性をもたない。にもかかわらず、なぜ「の」は形式名詞性をもつのかが問題となる。他方、後者の場合、[連体語句+の]の形式が古代語の活用語連体形の用法である準体言用法(例「雪の降りたるは言ふべきにもあらず」)からの連続性を捉えて、その後裔に位置づけるものである。この形式での「の」の働きとともに、なぜこの形式に「の」が用いられるに至ったかが問題となる。以上、当該「の」の研究史上に解決すべき問題点を指摘している。</p> <p>第二章では、形式名詞の文法性が近代文法学の中でどのように立論されてきたかを詳細に辿っている。形式名詞と準体助詞を体言としての独立性を有しているか否かによって区別したこと(橋本進吉)、「形式」という概念が物事の本質を体現化することを表す形相の意味であること(松下大三郎)、実質名詞と形式名詞の差異をまず概念の差に求めようとしたこと(松下、橋本)、その後、形式名詞の性質が機能面から捉える方向へと展開し(佐久間鼎)、先行する連体語句の範疇を規定する働きをもつということに至ったこと(井手至)、さらにその働きが名詞の範疇の実質に応じた作用の差に基づくとしたこと(内田賢徳)などである。これら一連の形式名詞研究を承けて、「の」を範疇としての実質を持たず、範疇を規定する働きだけをもつ、形式名詞の形相を最も純粹に表すものと位置づけた。また、その語誌について検討し、次のようなことを明らかにしている。つまり、古代日本語において連体助詞であった「の」(例「平群の山」記歌謡)が、用言終止形の位置を連体形が奪うという、終止連体同形化の現象により衰退した古代語の連体句準体言の新たな形式として、上接する語句に連体句の資格を形式的に与える働きをするに至ったということである。そして、「の」の形式名詞性ならびに形式名詞としての異質性(非名詞性)とは、まさにこの「の」の文法性のことであり、その「の」の形式名詞性を再定義して“準体助詞”と規定する。</p> <p>以上の二つの章が総論的であるのに対し、残りの三章は各論的な位置づけをなす。第三章では、現代語において「の」と「こと」とはどのような場合に置き換え可能であり、どのような場合にできないかという、両者の差異について検討している。結果として「こと」がコト名詞句として純粹にことがらのみを表す場合には「の」への置き換えができるが、逆に、「こと」が具体的な範疇を表す場合や、「ことはできる」のように「こと」が述定形式に組み込まれる場合には「の」への置き換えができないと指摘する。これは「の」が範疇としての実質を持たず、範疇を規定する働きだけをもつ、最も純粹な形式名詞であるとした第二章の結論と符合している。</p>			

第四章、第五章は準体助詞「の」の現代語におけるあらたな展開について論じている。第四章では「の」が「だ」を伴って文末に現れる「のだ」形式の表現性を取り上げている。「のだ」文は活用語による終止形終止文や、「だ」で終止する名詞述語文とは異なって、「信憑」を強く表す表現性をもち、ことがらを確実なこととして規定する働きをもつ。その性格を、「のだ」文成立期にあたる近世後期の資料「浮世風呂」「浮世床」に遡って検討し、コト名詞句を構成する「の」が、ことがらの確定性という方面で現実的な意味を獲得したために生じたと指摘している。

続く第五章では、「の」が「か」を伴った文末形式「のか」の表現性とその広がりをも、現代語の実例に基づいて検討した。その用法は「か」の用法より広いあり方をもち、基本的に「信憑」の表明としての「のだ」と共通した、「信憑」の疑問形式と言えるあり方である。「のか」文に認められる「感嘆、あざけり、詰問、納得、自責、自嘲」といった種々のニュアンスは、「信憑」の実際の諸形式と見ることができる。文末にあやをつける表現形式「のだ」と「のか」は、ことがらへの「信憑」を表す準体助詞「の」の、現代語における新しい展開であると位置づけた。

以上、本論文は、現代語において形式名詞として働く準体助詞「の」の文法性および、その展開の一端を明らかにするものである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、「白いのが咲いた」のように、名詞句を構成する「の」について、その文法的性質と語性を明らかにしたものである。その成果は以下のように評することができる。

序章では、現在の研究水準を示しつつ、形式名詞「の」の文法的性質や語性を解明する上での課題が提示されている。文法規則の記述研究が中心的である現在では、いわゆる文法語彙の語性の分析は等閑視される傾向にあり、その着眼点は評価できる。

第一章では、従来説を分類整理して立論上のアウトラインを示している。先行研究の分類として簡潔にまとめられており、諸説の要約に明らかな誤謬は認められない。その上で「白いのが」「白いもの」という事物を表すことについて、連体形語句が質的に名詞であることを含みもち、それを承ける「の」は、名詞であることを確認する働きがあるとした申請者の見通しは妥当なものと認められる。

第二章では、先行研究を批判的に検証し、さらに古典語と対照することで、新たに“準体助詞”の規定を試みている。申請者は、形式名詞一般が先行する連体修飾語句に範疇という規定を与え得るのは、形式名詞が述語的資格を有しているからだとした内田賢徳の説を承けつつ、「の」の語誌から、内田論を相対化している。申請者は「すぐれてときめきたまふありけり」のように連体形語句が名詞句となる連体句準体言が「の」の淵源であると指摘する。さらに、名詞句を構成する「の」の成立時期が、連体終止同形化による連体句準体言の衰退時期と重なることから、連体句準体言の資格を形式的に与える指標として「の」があったと位置づけている。論理的に「の」は形式名詞ではなく、助詞でなければならないとした点が評価できる。

但し、この立論のためには、同格構文の歴史と「の」の述語的性格についても言及すべきである。また歴史的な連体句準体言の衰退と“準体助詞「の」”の成立がどの程度リンクするかはさらなる検証を要する。従来、こうした「の」については「こと」・「もの」といった形式名詞との近似性からその文法的性質が説かれてはいる。しかし、それが、通時的に連体句の名詞法と同質であり、現代語にまで連続する「の」の語性だとした点は説得的である。結果的に佐久間鼎の「吸着語」に近いものの、連体句準体言の指標としての「の」は、新たに“準体助詞”と称し得ると結論づけた点は高く評価できる。この第二章が本論の中核をなす。以下の章はその検証として位置づけられる。

第三章では、名詞句を構成する形式名詞「こと」と「の」の関係について、「～ことは」から「～のは」へと置換できる要件を、述語のあり方に注目して分析している。「こと」から「の」への置換のみで、その逆の検証を欠く点で課題を残すけれども、形式名詞「こと」に対して「の」が実質概念をもたず、具体的な範疇の規定を伴わないとした第二章の結論を検証したものとして首肯できる。

第四章では、「のだ」文が有している、言表事態に対する決めつけるような強調のニュアンスを、「のだ」がことがらの確定性を示す指標として、とくに話し手の言表事態に対する強い「信憑」を表しているのだと指摘する。但し、「信憑」の文法範疇の設定は、言表に対する主体の広義の真偽判断とも関わることであり、さらなる検証が望ましい。しかし、「のだ」文の「の」が連体修飾語句の範疇を具体的に規定せず、「の」の述語的性質から「のだ」が成立したとした点、さらには「のだ」文の成立が近世後期である点は、第二章の結果に照らして首肯される。

第五章は、「のか」文の文体特徴を記述している。「のか」文が単に聞き手への疑問を表すだけでない点を指摘し、文脈上の意味から「あなどり、感嘆、怒り、詰問、納得、自責、自嘲」といったニュアンスを分類している。これらの表現性が「のだ」

文に対応することを指摘した点は興味深い。ここに「ものか」文や「ことか」文と合わせてその特質が説かれるべきであったが、それでも、第四章で「のだ」文に設定した「信憑」という文法範疇を検証するものとしては首肯されるものである。

本論文は、以上のように、名詞句を構成する「の」について、その文法的性質と語誌を含む語性を明らかにし、新たな“準体助詞”の規定や、「信憑」の文法範疇の設定という興味深い論を展開している。ここに新しさが認められるのは、第二章における粘り強い先行研究批判の賜物である。とはいえ、先述のように、論が十分に熟していないところがあり、さらに展開すべく論考を深める必要がある。しかしながら、論の全体は新たな切り口から興味深い結論を得ており、説得力をもった魅力的な論となっていると高く評価できる。

よって、本論文は、博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認められる。また、平成26年6月19日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては（平成27年9月30日までの間）当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 平成26年 9月 24日 以降